

議案第14号

鹿児島県文化芸術の振興に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県文化芸術の振興に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県文化芸術の振興に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県文化芸術の振興に関する条例（平成17年鹿児島県条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「文化芸術振興指針」を「文化芸術推進基本計画」に改める。

前文中「迎え、少子高齢化の進展、生活圏の拡大など私たちの住む地域社会は大きく変化しており」を「迎えた今、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展、技術革新の急速な進展など社会のあらゆる面で大きな変革期にあり」に改め、「重要になっている」の次に「。また、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、喫緊の課題となっている」を加える。

第2条第4項中「その」の次に「年齢、障害の有無、経済的な状況又は」を加え、同条に次の2項を加える。

7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を通じた交流人口の拡大などを図り、それにより生み出された様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用するよう配慮されなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

第3条第2項を次のように改める。

2 県は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めるものとする。

第3条第3項中「の自主性及び文化芸術活動の多様性に」を「が自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たせるよう」に改め、同条に次の1項を加える。

4 県は、地域における文化芸術の振興に係る市町村の果たす役割の重要性に鑑み、市町村との連携に努め、市町村が行う文化芸術振興施策について、必要な支援を行うとともに、市町村相互の連携が図られるよう努めるものとする。

「第2章 文化芸術振興指針」を「第2章 文化芸術推進基本計画」に改める。

第4条第1項中「文化芸術の振興に関する指針」を「文化芸術振興施策に関する基本的な計画」に、「文化芸術振興指針」を「文化芸術推進基本計画」に改め、同条第2項から第5項ま

での規定中「文化芸術振興指針」を「文化芸術推進基本計画」に改める。

第7条中「書道」の次に「，食文化」を加える。

第26条第1項第1号中「文化芸術振興指針」を「文化芸術推進基本計画」に改める。

第27条中「，文化芸術」の次に「若しくはその関連分野」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

社会情勢の変化等を踏まえ，文化芸術振興施策の一層の推進を図るため，所要の改正をしようとするものである。